

令和 7 年 9 月 5 日

## 第 32 回 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目 次

1	開 会	1
2	委員紹介	1
3	市場長挨拶	2
4	審議事項	
	(1) 令和8年における休業日の設定について	
	(水産物、青果物、食肉、花き)	3
	(2) 卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について	7
5	報告事項	
	東京都中央卸売市場における取引等の状況について	8
6	閉 会	10

日時 令和7年9月5日（金）午後1時30分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔4階特別会議室A

出席者

会長	中 西 充	公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長
会長代理	清 水 みゆき	日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科教授
委員員	青 木 稔	全青卸連関東地区協議会会長
〃	岩 澤 均	東京都中央市場青果卸売会社協会副会長
〃	内 田 広 光	東京都花き振興協議会副会長
〃	小 川 晃 弘	東京食肉市場株式会社代表取締役社長
〃	酒 川 満 男	東京都花き振興協議会取引委員長
〃	杉 本 英 美	公認会計士
〃	鈴 木 貢	全国農業協同組合連合会園芸部部長（欠）
〃	関 谷 芳 久	東京都食肉事業協同組合理事長（欠）
〃	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事（欠）
〃	野 本 照 雄	東京食肉市場卸商協同組合理事長
〃	濱 野 龍	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会
〃	早 山 豊	東京魚市場卸組合連合会会長
〃	二 村 真理子	東京女子大学現代教養学部経済経営学科教授
〃	山 中 謙二郎	東京都花き振興協議会理事
〃	吉 田 猛	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	吉 野 一 久	東京都青果物商業協同組合理事長
〃	若 月 壽 子	主婦連合会常任幹事
〃	渡 邊 一 夫	東京都水産物小売団体連合会会長
臨時委員	細 川 允 史	卸売市場政策研究所代表
幹 事	猪 口 太 一	中央卸売市場長
〃	松 田 健 次	中央卸売市場次長
〃	住 野 英 進	中央卸売市場管理部長

〃 東山正行 中央卸売市場涉外調整担当部長  
〃 石井浩二 中央卸売市場市場政策担当部長  
〃 高橋葉夏 中央卸売市場財政調整担当部長  
〃 飯野雄資 中央卸売市場事業部長  
〃 内藤義和 保健医療局市場衛生検査所長  
書記 織田洋輔 中央卸売市場管理部総務課長  
〃 南波伸也 中央卸売市場管理部市場政策課長  
〃 大塚重之 中央卸売市場管理部財務課長  
〃 山口隆一郎 中央卸売市場管理部広報・組織担当課長  
〃 玉城陽郎 中央卸売市場管理部財政調整担当課長  
〃 坪内貴博 中央卸売市場事業部業務課長  
〃 上杉衛史 中央卸売市場事業部施設課長  
〃 梅澤直子 中央卸売市場事業部経営支援担当課長  
〃 春田佳文 中央卸売市場事業部市場業務専門課長

# 第32回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後1時30分 開会

## 1 開 会

○司会（坪内） 皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第32回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会させていただきます。

本日、委員の皆様には、御多用中のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の坪内でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。当運営協議会は、東京都中央卸売市場条例第71条第1項の規定によりまして、議事に關係がある臨時委員を含めた総委員の半数以上の出席によって成立することとなってございます。本日は18名の方に御出席をいただきており、定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、本日は3名の委員からあらかじめ欠席の申出がございました。欠席は、鈴木貢委員、関谷芳久委員、長岡英典委員の3名でございます。

次に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

上から順番に、本日の運営協議会の次第、委員名簿、おめくりいただきますと幹事・書記名簿、座席表、諮問文の写し、審議事項、そして報告事項、それぞれの資料でございます。

なお、諮問文の原本につきましては会長席にございます。

資料の不足等がある場合は挙手にてお申し出いただきますでしょうか。よろしくうございますでしょうか。

ありがとうございます。

## 2 委員紹介

○司会 次に、委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料2、委員名簿を御覧ください。

当運営協議会の委員の任期は、東京都中央卸売市場条例第68条第1項に基づき2年となっております。

委員の皆様には、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの間、委員をお願いしてございます。

それでは、今回新たに委員に就任されました5名の方々を御紹介させていただきます。紹介されました委員は、お手数でございますが、着席のままで結構でございますので、一礼をお願いできればと存じます。

岩澤均委員でございます。

○岩澤委員 岩澤でございます。よろしくお願ひいたします。

小川晃弘委員でございます。

○小川委員 小川でございます。よろしくお願ひいたします。

濱野龍委員でございます。

○濱野委員 よろしくお願ひいたします。

吉田猛委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

吉野一久委員でございます。

○吉野委員 吉野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様におかれましては、恐縮でございますが、お手元に配付してございます委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、幹事・書記の紹介でございますが、お手元の資料3、幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

### 3 市場長挨拶

○司会 議事に先立ち、開設者を代表いたしまして、東京都中央卸売市場長の猪口より御挨拶を申し上げます。

○猪口幹事 改めまして中央卸売市場長の猪口でございます。

本日は悪天候の中、また御多忙の中、ありがとうございます。

御承知のとおり、卸売市場を取り巻く環境、非常に大きく変化していまして、大変厳しいものがございます。特に今年のこのような猛暑、あるいは物流問題、物価高騰、こういったものに直面しているというふうに考えてございます。加えまして、人手不足、人口減少の中で、本当に市場取引を支える人材の確保、こういったものにも本当に御苦労されているというふうに考えてございます。都としましても、卸売市場が生鮮食料品等を都民に円滑に供給する基幹インフラの役割を引き続き果たしていけるよう、皆様方と連携して必要な取組を進めてまいる所存でございます。

本日は、来年の休業日、あるいは市場法改正に伴う条例改正を議題としてございますけれども、現場の状況、市場が置かれている状況、皆様方の御知見を伺いただいて、実情を踏まえた御意見を賜ればというふうに考えてございますので、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○司会 それでは、この後の議事進行につきましては中西会長にお願いしたいと存じます。  
中西会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中西会長 当運営協議会の会長を務めさせていただいております中西でございます。  
委員の皆様方におかれましては、御多用の中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議会では、審議事項2件、報告事項1件を議題としております。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。  
併せて、円滑な議事運営への御理解と御協力を賜れば幸いでございます。

#### 4 審議事項

(1) 令和8年における休業日の設定について  
(水産物、青果物、食肉、花き)

○中西会長 それでは、これより議事に入らせていただきます。  
お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。  
まず初めに、知事からの諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○飯野幹事 幹事の飯野でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。  
お手元配付の資料5を御覧ください。

東京都中央卸売市場条例第66条の規定に基づき、知事より、令和8年における休業日の設定について及び卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正についての2点について諮問されております。

諮問理由は2の(1)及び(2)に記載のとおりでございます。  
諮問事項の説明は以上でございます。

○中西会長 ありがとうございます。  
それでは、諮問を踏まえまして、審議事項の1、令和8年における休業日の設定について、審議をいたします。

令和8年の休業日の設定につきましては、水産物、青果物、食肉、花きの取扱品目別に設定してございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○飯野幹事 説明をさせていただきます。お手元配付の資料6、審議事項を御覧くださ

い。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。令和8年における休業日の設定については、生産者、実需者及び消費者のニーズに対応した市場機能の確保及び市場関係者の適切な労働環境の実現といった観点から案を作成しております。

初めに、水産物について御説明をさせていただきますが、1枚目に休業日の説明を、2枚目に具体的なそれが落とし込まれたカレンダーをという構成となってございます。カレンダーの方を御覧いただきながら御説明をさせていただきますので、資料の2ページ、カレンダーを御覧ください。

休業日は114日で、開場日数は251日となります。原則として、日曜日、祝日及び水曜日を休業日としております。

祝日がある週のうち水曜日を休業日とする日として、1月14日、2月25日、3月18日、7月22日を設定しております。

日曜日又は祝日を開場日とする日は、5月6日、9月23日及び12月27日でございます。

年始は1月1日から4日まで、8月は14日、15日、年末は12月31日を休業日としてございます。

資料をおめくりいただきまして、次に青果物について御説明をさせていただきます。審議資料の4ページのカレンダーを御覧ください。

青果は、休業日は118日で、開場日数は247日となります。原則として、日曜日、祝日及び水曜日を休業日としております。

日曜日又は祝日を開場日とする日は、5月6日、9月23日及び12月27日でございます。

年始は1月1日から4日まで、8月は14日、15日、年末は12月30日、31日を休業日としております。

次に、食肉についてでございます。資料6ページのカレンダーを御覧ください。

食肉の休業日は118日で、開場日数は247日となります。原則として、土曜日、日曜日及び祝日を休業日としております。

土曜日、日曜日又は祝日を開場日とする日は、1月10日、5月2日、8月8日、9月19日、11月28日、12月5日、12月12日、12月19日、12月26日でございます。

年始は1月1日から4日まで、8月は12日、13日、年末は12月29日から31日までを休業日としております。

最後に、花きについてでございます。審議資料の8ページを御覧ください。

花きの取引は、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に行われている

ため、原則として日曜日を休業日としております。

日曜日を開場日とする日として、正月向けの松の取引日を12月6日、千両の取引日を12月20日と設定しております。

年始は1月1日から4日、8月は13日、15日、17日、年末は12月30日、31日を休業日としております。

以上により、全市場共通の休業日は58日で、開場日数は307日となります。

このほか、ページの下段に記載のとおり、市場ごとに休業日を設定しております。

なお、こうしたカレンダーの設定に際しての根拠等となる参考資料として、おめくりいただいた9ページには東京都中央卸売市場条例の抜粋を、次の10ページには全国中央卸売市場協会の指針を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○中西会長 事務局からの説明は終わりました。何か御意見、御質問がございましたらどうぞ御遠慮なく御発言をお願いいたします。

○吉田委員 御説明ありがとうございました。水産業界を代表しまして、意見を述べさせていただきます。

ただいま事務局の方から御説明があった令和8年のカレンダー案につきましては、業界としては異論なく了承したいと思っております。

我々水産物の業界として、最近の気候の変化等々によって天然物、いわゆる日本近海の魚の水揚げが減ったり増えたり、かなり不安定になっております。こういう状況を踏まえて、我々の業界としては、お魚はやはり自然を相手にするもの、特に海、先ほど申し上げた海の温暖化等々も踏まえて、なかなか入荷が安定していないという、こういう特徴があるんですよね。したがって、豊漁と不漁の波がある状況の中では、我々のように水産物を取り扱う市場というのは、いろいろな状況に対応できるために可能な限り、できればですね、可能な限り多くの日数を開けておくというのが本来はかなり重要なポイントになると思います。

ところが、一方では、皆さん御案内のように、特にここ数年間、人材確保、特に若い方、この方たちをどのように労働の新しい担い手として確保するかというのは非常に難しい状況になっております。ということは、直接的には休日が多いこと、無理のない仕事、残業が多くない、こういう職場を我々の業界も目指すことが当然必要になってくると思います。

なかなか難しいパズルということになるとは思うんですけども、当業界はですね、ほかの業界さんもそうかもしれません、このような状況を踏まえて、今回の御提案されたカレンダー、休日等々、これについては、そのようなものを全て含んで調整いただいたものと、こう理解しておりますので、本件は、これについては我々

業界としては了承いたします。

1つだけ、休業日、休日については、どうも年々年々、1日増えたり、水産業界としてはですね、増えていくなという気はしていますが、そろそろその辺の、ある意味の、皆さん、業界さんがたくさんいらっしゃいますので、水産業界だけということではないとは思いますけれども、どの辺が今の状況として現実的に着地点とするのかなというところを、ある程度のコンセンサスをいただければありがたいなと、こういうことを思っています。その最後の意見だけ付け加えて、私の全体の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○中西会長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございませんでしょうか。

○早山委員 水産仲卸業者の代表として一言申し上げます。

私どもは、休業日の設定に当たっては、産地における出荷の利便性を図る観点から、都をはじめとする各開設者に対して全国的な統一を図るように求めてまいりました。私どもの組合も全国の水産仲卸業者が加盟する団体において休開市の全国的な統一を求める要望を踏まえ、取引量の多い大阪や名古屋などの主要都市の仲卸代表とも意見交換を重ねてきたところでございます。

また、休業日数については、中小企業である仲卸業者が持続的に営業機会を確保し、市場機能を的確に果たすことができるよう、最適な休業日の在り方について要望してまいりました。

一方で、先ほど吉田委員からも発言がありましたが、仲卸業者においても人材確保は容易でない状況が続いており、従業員の働き方も工夫していく必要があります。令和8年のカレンダー案では、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィークの休みなど、ほぼ全国統一する方向で調整されてきたものと聞いており、今回のカレンダー案には了承いたします。

東京都の卸売市場のカレンダーは全国の市場にも大きな影響を与えるものです。今後のカレンダー設定に当たっても、こうした影響の大きさを考慮した上で、引き続き業界団体として十分な意見交換を重ねながら対応いただけるようお願いいたします。

以上でございます。

○中西会長 ありがとうございます。

ほかに御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

○中西会長 よろしゅうございますでしょうか。それでは、ないようございますので、この案をもって決定させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

## （2）卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について

○中西会長 続きまして、審議事項の2、卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について、審議をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○飯野幹事 説明をさせていただきます。審議資料の11ページを御覧ください。卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正についてでございます。

1の概要と経緯についてでございますが、令和7年6月に卸売市場法が改正されまして、それに伴い、東京都中央卸売市場条例の改正を行うものでございます。今回の卸売市場法の改正は、食料の安定供給の実現等に向けた一連の法改正として行われたものでございます。

点線の四角囲みの中に関係法改正の概要をお示ししてございます。令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、食料の安定的な供給に向け、食料供給能力の維持や合理的な価格形成に係る規定等が整備されております。

令和7年6月には食品等持続的供給法が改正されまして、合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、規制的措置や支援施策が法制化されております。具体的には、農林水産大臣が指定した品目について、コスト指標を作成・公表する制度を整備するほか、事業者に対する努力義務といたしまして、費用等に係る協議への誠実な応諾、商習慣の見直し等の取組への検討・協力などを期待しております。

2のこれを受けた卸売市場法改正の内容についてでございますが、卸売市場の開設者に対して業務規程、東京都の場合は条例になりますが、当該卸売市場で取り扱う指定品目やそのコスト指標、事業者の努力義務の公表を規定するということを義務化されているというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページを御覧ください。市場法の改正を踏まえた東京都中央卸売市場条例の改正の内容でございますが、現行の条例の中で業務の方法等を定める部分に当該卸売市場で取り扱う指定品目やコスト指標、事業者の努力義務を公表する旨の条文を新設いたします。

条文の文言は、今後、関係部門と調整していくため、現時点では未定稿とさせていただいておりますが、その要旨は点線の四角囲みの中に記載のとおりでございます。

4の条例改正に伴う都の取組についてでございますが、条例で新たに規定されている公表事項については都のホームページで公表するほか、市場業者から本制度に関する相談が寄せられた場合に、助言や必要に応じて農林水産省への通報を行うとともに、農林水産省が行う食品の取引実態に関する調査への協力を行ってまいります。

す。

5の今後の進め方についてでございます。法改正に関する業界への説明を経て、第4回都議会定例会に条例改正案を上程する予定でございます。その後、改正条例に係る業界説明や農林水産省への認定手続を行った上で、令和8年4月に条例を施行する予定としております。

事務局からの説明は以上でございます。

○中西会長 条例改正についての説明は終わりました。何か御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。

○中西会長 よろしゅうございますでしょうか。それでは、ないようござりますので、条例改正につきましては、この案をもって決定させていただくということでおろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。

知事から諮問をいただいている審議事項の審議はこれで終了でございます。

審議事項1の令和8年における休業日の設定について及び審議事項2の卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正については、ただいま皆様から御了承いただきましたので、原案が適当である旨を答申させていただきます。

答申につきましては、後ほど知事宛てに提出をさせていただきます。

## 5. 報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○中西会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項の東京都中央卸売市場における取引等の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○飯野幹事 報告事項について御説明をさせていただきます。

お手元配付の資料7、報告事項の1ページを御覧ください。

東京都中央卸売市場における取引等の状況についてでございます。(1) 卸売業者の取扱数量等の推移でございます。

水産物につきましては、取扱数量は令和2年から5年まで減少傾向にありましたが、直近の令和6年は上向いてございます。また、取扱金額は増加傾向となっております。

青果物につきましては、取扱数量は減少傾向にあり、取扱金額は増加傾向となってございます。

食肉につきましては、取扱数量及び取扱金額はいずれも増加傾向となっておりま

す。

また、花きの令和3年以降の取扱金額はおおむね横ばいとなってございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。市場業者の経営状況についてでございます。

ア、卸売業者の経営状況についてでございますが、直近の令和5年度の実績といたしましては、水産物、青果物、食肉、花きを合計した業者数は26社でございまして、そのうち赤字業者数については3社となってございます。

イの仲卸業者の経営状況についてでございますが、直近、令和5年度の実績といたしましては、4つの部類を合計した業者数は915社、また、赤字業者の割合は31.9%となっております。

次に、3ページを御覧ください。東京都中央卸売市場条例改正後の取引状況についてでございます。

資料上段の表、アでは、卸売金額に占める第三者販売の割合を、次の表、イでは仲卸業者の直荷引きの状況をお示ししております。いずれも令和2年度以降、おおむね横ばいの状況となっております。

最後に、4ページを御覧ください。こちらでは参考といたしまして、農林水産省のデータに基づく全国卸売市場経由率等の状況を掲載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

報告事項についての御説明は以上でございます。

○中西会長 報告事項について説明は終わりました。何か御発言があればお願ひいたします。

○中西会長 よろしゅうございますか。それでは、ないようですので、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

最後に、この機会に何か御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

○中西会長 それでは、運営協議会はこれで終了いたしますが、閉会に当たりまして猪口市場長から発言の申出がありますので、お願ひいたします。

○猪口幹事 閉会に当たりまして、御礼を申し上げます。

中西会長をはじめまして、各委員の皆様方、本当に御多忙のところ、ありがとうございます。本日、令和8年における休業日の設定、それから卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正につきまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

御審議の中でいただきました貴重な御意見、今後の市場運営の参考にしっかりとさせていただきたいと存じます。

本日は、本当に御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

した。

## 6 閉 会

○中西会長 それでは、これをもちまして、本日の東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を閉会といたします。円滑な会議運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時58分 閉会

——了——